資料３

広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

（趣旨）
令和３年１２月２７日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程の変更の認可申請があり、令和４年１月１１日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。
当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

１．経緯

令和３年１２月２７日付けで広域機関より経済産業大臣に対して業務規程の変更の認可申請があり、令和４年１月１１日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。（資料３－１）

２．変更の主な内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

（１）「再生可能エネルギー・国際部」の設置

・　令和４年４月１日に、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４９号）が施行されることに伴い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）が改正される。この改正により、広域機関に新たな業務（※）が追加されることが予定されている。このため、業務規程附則（令和３年４月１６日）第２条に定める強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為として、当該業務及び国際関係業務に対応するために設置するもの。

※ＦＩＴ賦課金交付・管理業務、ＦＩＰ交付・管理業務等

（２）「政策調整室」の設置

・　需給ひっ迫対応に係る各種取組など、電力事業を取り巻く環境変化に対応するため、広域機関内の組織横断的な企画・立案機能の強化の必要性により設置するもの。

（３）その他各部等の業務分掌の明確化

・　広域機関に関する内外の環境変化に対応して各部等（※）の業務分掌を明確化した表現に変更するもの。

※総務部、企画部、計画部、紛争解決対応室、監査室

３．認可申請に係る意見

変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会として、資料３－２のとおり、当該認可を行うことに異存がない旨を回答することとしたい。

〔参考１〕手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第２８条の４１第３項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

〔参考２〕関連条文

■　電気事業法

（業務規程）

第二十八条の四十一　推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

２　前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

３　推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一～四　（略）

五　第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十九、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六～十三　（略）

２　（略）

■　電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第１　審査基準

（１）～（３４）　略

（３５）第２８条の４１第３項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第２８条の４１第３項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第２８条の１５の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添２）の該当部分に適合することとする。

■「別添２　電気事業法第２８条の１５の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」より抜粋

２．業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

（１４）組織及びその運営方法に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑤　（略）

⑥ 事務局の長として、事務局業務を総括する業務を行う事務局長を置く旨及び事務局に、例えば、総務、企画、計画、運用、紛争処理等の機能を有する部署を置き、これらの部署の事務分掌を定める旨

⑦～⑪　（略）

■広域的運営推進機関　業務規程

附則（令和３年４月１６日）

（強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為）

第２条 本機関は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４９号）の施行の日（令和４年４月１日）前において、同法第３条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）の規定により本機関が行う業務に必要な役職員の確保、業務設計、システム開発その他の準備行為を行うものとする。

資料３－１

経済産業省

２０２１１２２７資第１４号
令 和 ４ 年 １ 月 １ １ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

経済産業大臣

広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第２８条の４１第３項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第９（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

令和３年12月27日

経済産業大臣殿

電力広域的運営[redacted]

理事長　大山[redacted]

住　所　東京都江東区豊洲６－２－15

電気事業法第28条の41第３項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　変更しようとする内容
別紙１のとおり。

２　変更しようとする年月日
令和４年２月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。

３　変更しようとする理由
本機関の事務局組織に関する変更を行うため。

４　業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙２のとおり。

電力・ガス事業部 受 2021. 12. 27 付 電力基盤整備課

別紙１

電力広域的運営推進機関　業務規程　新旧対照表

変　更　前（変更点に下線）	変　更　後（変更点に下線）
平成２７年４月１日施行 令和３年７月１日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関	平成２７年４月１日施行 令和　　年　　月　　日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関

変　更　前（変更点に下線）	変　更　後（変更点に下線）
（変更履歴） 平成２７年４月１日施行 平成２７年４月２８日変更 平成２７年８月３１日変更 平成２８年４月１日変更 平成２８年７月１１日変更 平成２９年４月１日変更 平成２９年９月６日変更 平成３０年４月１日変更 平成３０年６月２９日変更 平成３０年１０月１日変更 平成３１年４月１日変更 令和元年７月１日変更 令和２年２月１日変更 令和２年３月３０日変更 令和２年７月８日変更 令和２年１０月１日変更 令和３年４月１日変更 令和３年４月１６日変更	（変更履歴） 平成２７年４月１日施行 平成２７年４月２８日変更 平成２７年８月３１日変更 平成２８年４月１日変更 平成２８年７月１１日変更 平成２９年４月１日変更 平成２９年９月６日変更 平成３０年４月１日変更 平成３０年６月２９日変更 平成３０年１０月１日変更 平成３１年４月１日変更 令和元年７月１日変更 令和２年２月１日変更 令和２年３月３０日変更 令和２年７月８日変更 令和２年１０月１日変更 令和３年４月１日変更 令和３年４月１６日変更 令和３年７月１日変更

変　更　前（変更点に下線）	変　更　後（変更点に下線）
（用語） 第２条　（略） ２　（略） 一～二十六　（略） 二十七　「ＦＩＴ法」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年８月３０日法律第１０８号）」をいう。 二十八　「ＦＩＴ電源」とは、ＦＩＴ法に定める認定発電設備をいう。 二十九～四十四　（略）	（用語） 第２条　（略） ２　（略） 一～二十六　（略） 二十七　「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年８月３０日法律第１０８号）」をいう。 二十八　「ＦＩＴ電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法に定める認定発電設備をいう。 二十九～四十四　（略）
（事務局） 第１０条　（略） ２　（略） ３　（略） 一～四　（略） （新設） （新設） 五・六　（略） ４～８　（略）	（事務局） 第１０条　（略） ２　（略） ３　（略） 一～四　（略） 五　再生可能エネルギー・国際部 六　政策調整室 七・八　（略） ４～８　（略）

別表２－１　組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること（以下「に関すること」の記載を省く。）、国の各種機関との連絡調整（許認可申請に関する総括を含む。）、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務（定款、業務規程及び送配電等業務指針を含む。）、環境、事業計画、予算、組織・要員、委員会、渉外、業務改善、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、統計（年次報告書の作成を含む。）、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項
企画部	企画、調査・研究、容量市場
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務
（略）	（略）
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理（あっせん・調停）、指導・勧告、制裁
監査室	内部監査

別表２－１　組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	容量市場の設計・管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、その他企画全般
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務
（略）	（略）
（略）	（略）
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般

変　更　前（変更点に下線）	変　更　後（変更点に下線）
（新設）	附則（令和　年　月　日） （施行期日） 第１条　本規程は、令和４年２月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

別紙２

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
令和３年６月 24 日	・経済産業大臣が現行の業務規程の変更を認可。
令和３年 11 月４日 ～ 令和３年 11 月 24 日	・本変更案（別紙１。以下同じ）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第６条第１項の規定により、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は０件（令和３年 11 月 29 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
令和３年 12 月７日	・2021 年度第３回評議員会により、本変更案を議決。
令和３年 12 月８日	・第 325 回理事会において、本変更案を議決。
令和３年 12 月 27 日	・臨時総会において、本変更案を議決。

資料３―２

（案）

経済産業省

２０２２０１１１電委第１号
令 和 ４ 年 １ 月 ● 日

経済産業大臣　殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和４年１月１１日付け２０２１１２２７資第１４号により貴職から当委員会に意見を求められた広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

資料３－３

定款及び業務規程
一部変更の概要について

（第１、２号議案補足資料）

２０２１年１２月２７日

電力広域的運営推進機関

定款及び業務規程の変更案の概要

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款及び業務規程を変更します。

- 主な変更のポイントは以下のとおりです。変更の背景、変更内容等については、スライド２以降にて説明します。

  1. 本機関の事務局組織等に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド２～６】
     - 本機関の事務局組織及び理事の定数に関する変更

本機関は、設立段階においては、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関としての役割を担うこととされており 、業務規程の定めるところにより、事務局に、事務局長及び部等を設置するとともに、各部等の業務分掌を定めている。

2022年4月からは、設立段階からの業務に加えて、エネルギー供給強靱化法（※１）による電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法（※２）の改正により、本機関において、これまでと大きく属性の異なる業務が追加される。また、需給ひっ迫対応に係る各種取組など、電力事業を取り巻く環境変化に対応するため、組織を横断して企画及び立案を進める必要性が高まっている。

※１　強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）
※２　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

これらに対応するため、

- 新たな業務に対応するとともに組織を横断した業務の円滑な運営を行うため、新たな組織体制の構築が必要。（※３）
- 新たに設置する再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事の選任に係る規定の変更が必要。（※３）
- 本機関に関する内外の環境変化に対応した各部等の業務分掌の明確化が必要。

※３　第4回　電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（2021年11月2日）で審議

［変更内容］

（組織及び職員）　招集通知10ページ　別紙２

- 再生可能エネルギー電気特措法改正に伴い、2022年4月から本機関に新たに追加される業務（供給促進交付金・調整交付金・系統設置交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札）及び国際関係業務に対応するための組織として、「再生可能エネルギー・国際部」を置く旨規定
- 本機関の業務に関する総合調整、組織を横断した基本的な企画・立案を行う組織として、「政策調整室」を置く旨規定

（組織の業務分掌）　招集通知10ページ　別紙２

- 事務局に新たに置く「再生可能エネルギー・国際部」、「政策調整室」の業務分掌を追加
- 本機関に関する内外の環境変化に対応して各部等の業務分掌を明確化した表現に変更

（理事の増員に係る施行期日）　招集通知６ページ　別紙１

- 事務局に新たに置く「再生可能エネルギー・国際部」を管掌する理事の選任のため、理事の増員に関する定款改正（※）の施行期日を変更

※　理事の定数を、「４人以内」から「５人以内」に変更

【定款附則（令和３年４月１６日）第１条第２項】<変更>　招集通知６ページ　別紙１
【業務規程第２条、第１０条、別表２－１】<変更>　招集通知10ページ　別紙２

アクションプラン進捗②組織運営・ガバナンスの在り方　（再エネ部の設置・担当理事の配置時期について）

招集通知 6ページ 別紙１

- GIOからのFIT業務移管、FIP制度・太陽光パネル廃棄積立制度の運用に向けた体制整備は、特に2022年以降システムの移管や会計部門の準備が大詰めとなる。
- 上記**新業務の移管直前に重要な意思決定を行うことが想定**されるところ、新業務実施に係る体制整備のための本年４月の定款等改正について、その施行を予定より早めることで、**2022年２月を目途に関連部門の立ち上げ及び役員の配置を実施**することとしたい。

招集通知 10ページ 別紙２

- なお、アクションプランに基づき、海外組織との連携や情報収集機能を強化するため、本年１月に「渉外・国際室」を設置。今後、カーボンニュートラルの実現を見据え、再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、そうした連携や機能の一層の強化が求められることから、**新業務を担う部の新設に伴い、同室の機能を取り込む**こととしたい。

9

第4回　電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（2021年11月2日）資料4から抜粋

アクションプラン進捗②組織運営・ガバナンスの在り方　（組織運営/政策調整室の設置）

招集通知
10ページ
別紙２

- 今後、各種制度設計対応や、新規の再エネ関係業務の円滑な対応に加え、高需要期の需給ひっ迫対応に係る取組など、**組織横断的な企画・立案機能**が一層求められる。
- そのため、本年７月に、組織横断的な連携が求められる機会が多い業務に携わる各部の職員を中心に構成する**「政策調整室」を総務部に設置**。今後、**事務局直属の組織とする**ことで各部の所掌にとらわれることなく、**機関の企画・立案機能を一層強化**。
- 機関の中期計画も同室が策定。今後、**プロパー職員のキャリアアップの場**としても活用。

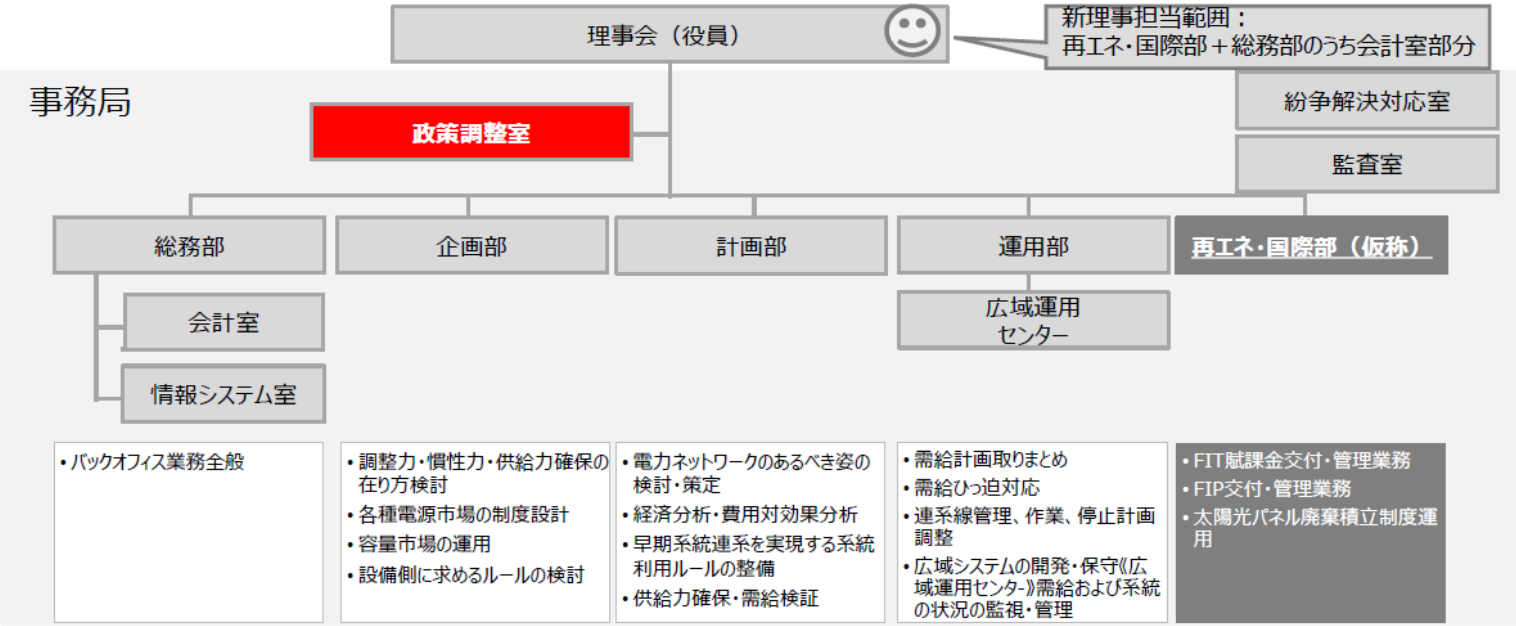

第4回　電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（2021年11月2日）資料4から抜粋

（参考）本機関の事務局の組織体制（新旧対照表）

招集通知10ページ　別紙２

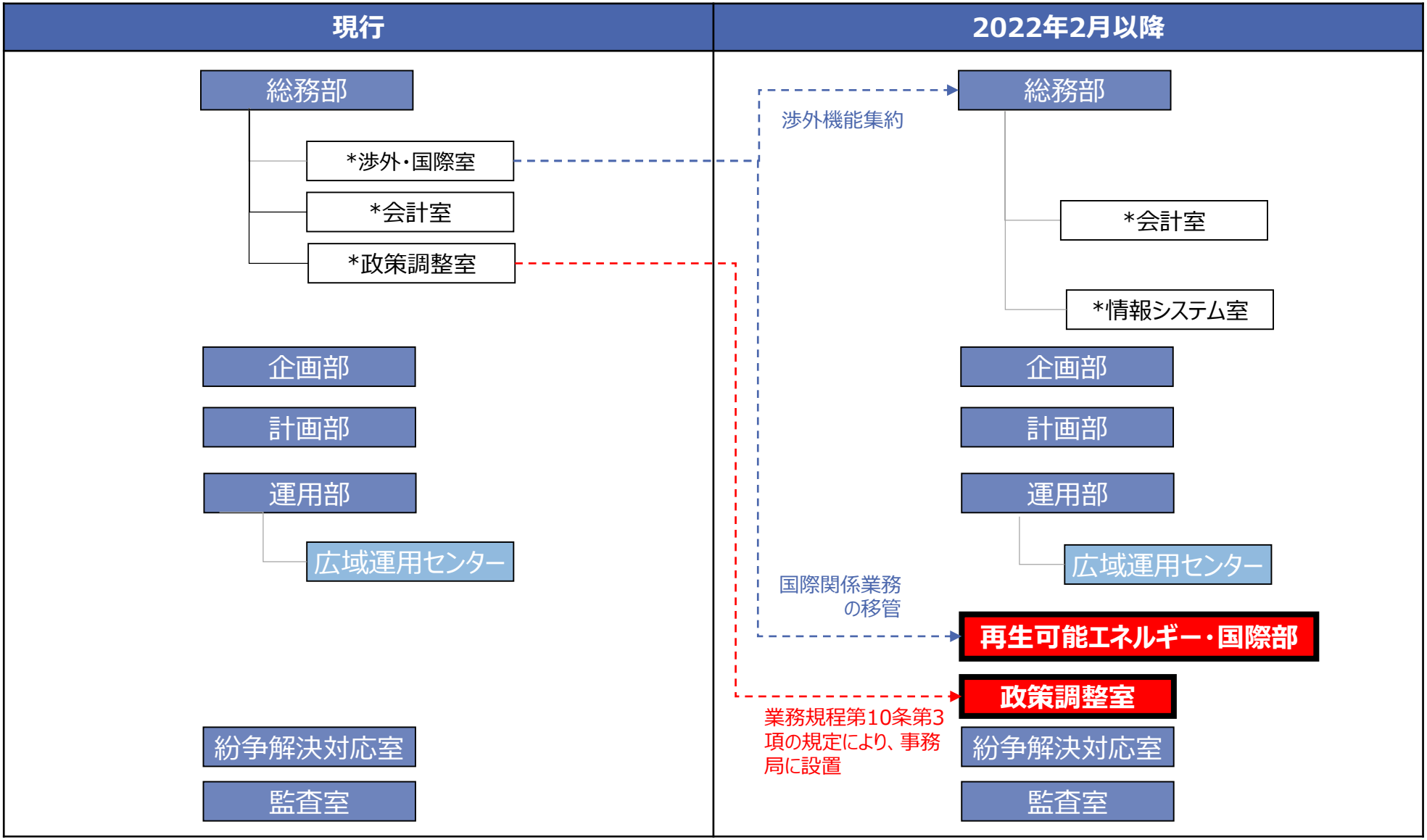

*業務規程第10条第5項の規定による部等に設置する室